

第五十一回帝國議會  
衆議院

# 輸出生絲檢查法案(政府) 委員會會議錄(速) 第二回

## 會議

大正十五年二月二十四日(水曜日)午前  
十時二十五分開議  
出席委員左ノ如シ

委員長 折原巳一郎君

理事 村上 國吉君

理事 志賀和多利君

理事 昨田 明君

菅村 太事君 平沼 亮三君

戸井 嘉作君 下元鹿之助君

深井 功君 加藤 六藏君

川口 義久君 二木 洵君

加藤 知正君 高橋熊次郎君

隅田 豊吉君 高木 音藏君

小島 善作君 志村清右衛門君

丹下茂十郎君 千葉宮次郎君

小野 寅吉君

同月二十日委員岡本實太郎君辭任ニ付  
其ノ補闕トシテ同日加藤六藏君ヲ議長  
ニ於テ選定セリ

同月二十三日委員前田房之助君辭任ニ  
付其ノ補闕トシテ同日千葉宮次郎君ヲ  
議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 早速 整爾君

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官 小山 松壽君

農林省農務局長 石黒 忠篤君

農林書記官 戸田 保忠君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

輸出生絲檢查法案政府提出

○折原委員長 ソレヂヤ開會致シマス

○早速國務大臣 本會議テ大體ノ説明

ハ致シタノデアリマスガ、尙ホ此委員

會ヲ御開キニナリマス際ニ當ッテ本案

ヲ提出致シマシタ理由ヲ稍詳細ニ申上

ゲテ置キタイト思フノデアリマス、此

法案ハ本邦輸出品ノ大宗タル生絲ノ取

引改善ヲ行ハンガ爲ニ、其正量取引ヲ

實施スル必要アリト認メマシテ之ヲ制

定セントスルノデアリマス、元來生絲

ハ頗ル濕氣ヲ吸收シ易キ性質ヲ有シテ

居リマシテ、四圍ノ狀況、氣候ノ關係ニ

依リマシテ其含有水分量ニ變化ノ多イ

ノミナラズ、其製造ノ工程ニ於キマシ

テ湯水ヲ用ヒテ處理致シマスル關係上

水分ヲ吸收スル機會ノ多イコトハ、他

ノ纖維製品トハ事情ヲ異ニスルモノガ

アルノデアリマス、然ルニ生絲ハ其値

段ガ高イ爲ニ、之ニ含マレテ居ル水分

ノ多少ハ賣買兩者間ノ損益ニ大ナル關

係ガアリマシテ、之ガ爲ニ常ニ賣買取

引ノ上ニ紛争ヲ惹起シ、其間動モスレ

バ不正ノ賣買ガ行ハレテ弊害ヲ醸シ易

イ、斯ウ云フ事ガアルノデアリマス、斯

様ナ事ガアリマス等ノ事情ニ鑑ミマシ

テ、歐米ノ先進國ニ於キマシテハ數十

年前カラ所謂正量ニ依テ生絲ヲ賣買ス

ルト云フ慣習ガ行ハレテ居リマス、即

チ無水ノ狀態ニ於ケル重量ニ、其水分

トシテ一割一分ニ相當スル重量ヲ加ヘ

タモノヲ生絲ノ正量ト稱ヘ、賣買ニ當ッ

テハ生絲ノ實際ノ含有水分ガ正量點ヲ

超エル場合ニ於テモ、之ニ滿タザル場

合ニ於テモ、常ニ正量ニ換算シテ正量

ヲ標準トシテ取引ヲ行ヒ、而モ正量ノ

檢定及受渡重量ハ、公平ナ第三者ノ檢査

ニ依テ之ヲ定メルコトニ致シマシテ、

現在ニ於キマシテハ歐米一般ニ之ヲ實

行シテ居ルノデアリマス、然ルニ本邦

産輸出生絲ニ付キマシテハ、風土ノ濕

氣ガ多イト云フコト、及其當初製絲

技術ガ未ダ完カラズシテ、實際ノ生絲

ノ含有水分量ガ歐洲ノ生絲ニ比シマシテ

ハ多カッタト云フヤウナ關係カラ致シ

マシテ、前ニ述ベルヤウナ世界共通ノ

取引方法ニ據ルト云フコトハ甚ダ苦痛

ト致シマシテ、從來所謂在目ノ取引ヲ

行ッテ正量以上ノ水分ヲ含有スル場合

デアリマシテモ、其超過分ガ現品ハ在

目ノ二「パーセント」以內ノ時ニハ在目

ノ儘賣渡シテ許シテ、内地ノ輸出港ニ

於テモ、米國ニ於テモ、其方法ニ依テ賣

買取引ガ行ハレツ、アルノデアリマス、

本邦ノ輸出生絲ニ付キマシテ、只今二

「パーセント」ノ猶豫水分ヲ許容セラレ

テ居リマスノハ、丁度水ヲ生絲トシテ販

賣シ得ルガ如キ感ガアリマシテ、一見

甚ダ有利ナルガ如ク見エルノデアリマ

スケレドモ、之ヲ最近ノ實際ニ就テ見

マスレバ、本邦ノ製絲技術ノ進歩ノ結

果トシテ、生絲ノ實際含有量ハ著シク

減少シテ參リマシテ、現在ニ於キマシ

テハ歐洲産ノ優良ナ生絲ト大差ナキニ

至リタルニ拘ラズ、尙ホ本邦産ノ生絲

ハ國際的ニ特殊ノ取扱ヲ受ケ、含水量

ガ多イモノトシテ評價セラレツ、アル

モノデアリマシテ、却テ甚シキ不利益

ヲ受ケテ居ルノミナラズ、本邦生絲ノ

聲價ヲ擧グルルニ於テ甚ダ遺憾ナリト

申サナケレバナラヌノデアリマス、之

ヲ本邦製絲ノ改善ノ方面カラ觀察致シ

マシテモ、現在ノ在目取引ハ、結局水分

ノ少イ優良種ヲ供給スルヨリ、猶豫セ

ラレテ居ル範圍内ニ於ケル水分ヲ餘

分ニ有スル生絲ヲ販賣スル方ガ、却テ

有利デアルトスルガ如キ不合理ナル

結果ヲ生ジマシテ、爲ニ製絲業者ヲシ

テ知ラズ識ラズ、水分ノ除去ニ意ヲ用

ヒザラシメヌガ如キ懸念ガアリマス、

又現在ノ在目取引ハ、其秤量ノ方法ニ

甚シク當ヲ失スルモノガアリマスノミ

ナラズ、正量取引ノ場合ニ於ケルガ如

ク、之ヲ公平ナル第三者ニ委ネズシテ、

買方ガ一方的ニ之ヲ行ヒマスガ爲ニ、

動モスレバ其秤量ニ付テ不正ガアルト

ノ疑惑ヲ生ジ、賣買ノ公平ト圓滑ヲ缺クコトガ少クナイノデアリマス、現在ノ本邦輸出生絲ノ取引方法ニハ、只今モ申述ベマシタガ如ク缺陷ガアリマシテ、是ガ改善ノ爲ニ正量取引ヲ實行セナケレバナラヌト云フ議論ハ、明治三十二年以來朝野ニ於テ屢論セラレ、或ハ内地ノ製絲業者、賣込問屋、輸出商ノ間ニ於キマシテ、或ハ又米國ノ需要者ノ代表機關トモ見ルベキ絹業協會ト本邦ノ關係同業者ノ間ニ於キマシテ、屢協議ヲ重ネマシタ次第デアリマスガ、其結論ハ常ニ製絲取引ノ實施ニ付テハ異論ハナイガ、内地ノ生絲檢查所ノ設備ガ不十分デアルガ故ニ實行ガ困難デアルト云フ故ヲ以テ、其檢查所ノ設備ノ充實ヲ待ツノ外ナイト云フコトニ歸著致シテ居ッタノデアリマス、隨テ其間關係當業者ハ屢當局ニ對シテ國ノ生絲檢查所ノ擴張ヲ建議シ、之ニ對シテハ政府モ本邦蠶絲業ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ、檢查所ノ擴張ヲ以テ緊要ノ事項ナリト認メ、其計畫ヲ爲シタコトモアルノデアリマスガ、財政ノ都合上之ヲ實現スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、長イ間是ハ朝野ノ間ニ遺憾トセラレテ居ッタモノデアリマス、然ルニ偶大正九年ノ絲價暴落ノ際、是ガ救濟ノ爲ニ政府ノ援助ノ下ニ設立セラレマシタル彼ノ大日本帝國蠶絲株式會社、此株式會社ハ所期ノ目的ヲ達シテ解散致シマシタル際、其利益金ノ中カ

ラ百二十萬ヲ割イテ、政府ガ更ニ八十萬ヲ支出シ、合セテ二百萬圓程度ノ豫算ヲ以テ、正量取引實施ノ爲ニ生絲檢查所ヲ擴張スルコトヲ條件トシテ寄附ノ申出ガアリマシタ、政府ニ於キマシテハ、慎重研究ノ結果之ヲ受納スルコトニ決シマシタ、之ニ基キマシテ大正十二年度カラ三箇年ニ互ル繼續事業トシテ檢查所ノ擴張計畫ヲ立テ、第四十六議會ノ協賛ヲ經タノデアリマス、然ルニ其實行ニ著手シマスル間ノ大正十二年ニ關東大震災ニ遭遇致シ、其爲メ一時其計畫ヲ拋棄スルノ已ムヲ得ザルニ至ッタノデアリマスガ、正量取引ノ實施緊急ナルコトヲ認メテ、更ニ之ニ復舊ノ經費ヲ加へ、大正十三、十四、兩年度ノ繼續事業ト致シマシテ、重ネテ第四十九議會ノ協賛ヲ經テ工事ニ著手致シ、此工事ハ本年度内ニ其竣工ヲ見ル筈デアリマス、茲ニ長年ノ内外當業者ノ要望致シテ居リマス正量檢查モ來年度カラハ、實施ヲ得ル見込ガ立ッタノデアリマス、茲ニ正量取引ヲ行フ目的ヲ以テ即チ生絲檢查法案ヲ提案シタ次第デアリマス、此案ノ内容ニ付キマシテ一言申シテ置キマス、正量取引ノ實行ヲ爲サンガ爲ニハ、先ヅ其生絲ニ對シテ正量ノ檢查ヲ行ハナケレバナラヌ、而シテ其目的ヲ達スル上ニ於テハ、正量檢查ヲ受ケルコトヲ輸出ノ條件トナスニ非サレバ其力ヲ期シ難イノデアリマスカラ、先ヅ第一條ニ於キマシテ、生

絲ハ正量檢查ヲ受ケタモノニ非ザレバ輸出スルコトヲ得ザルノ旨ヲ定メ、尙ホ第二條ニ於キマシテハ、輸出生絲ノ賣買取引ハ必ず正量ニ依ルベキコトヲ規定シタノデアリマス、尤モ輸出生絲ノ中ニハ例ヘバ野蠶種、玉絲ノ如キ特種ノモノモアリマス、又ハ見本若クハ博覽會出品用トシテ輸出スル如キ、非營利ノ目的ヲ輸出セラル、モノガアリマスカラ、是等ニ對シマシテハ、正量ノ檢查ヲ受ケ、又ハ強テ其賣買ヲ正量ニ依ラシムル必要モナカラウト思ヒマスカラ、是ハ第三條ニ於テ適當ノ除外例ヲ設ケ得ル規定ヲ開イタノデアリマス、又正量ノ檢查ハ國ノ生絲檢查所ニ於テ之ヲ受ケルコトヲ原則ト致シマスケレドモ、國ノ檢查所ハ差當リ横濱港ニノミ存シ、神戸港カラ輸出セラレテ居リマス生絲ニ付キマシテハ、檢查ヲ受ケル上ニ於テ不便ガアルノデアリマスカラ、現在ノ神戸市立ノ檢查所ノ檢查ヲ以テ國ノ檢查ニ代用スルノ方針ヲ爲ニハ第一條第二項ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、次ニ脫法行爲ヲ防グ爲ニハ反則者ニ對スル制裁ヲ設ケマシテ、且ツ監督ヲ爲シ得ル途ヲ開クニ非ザレバ其目的ヲ達スルコトガ出來ナイノデアリマスカラ、他ノ立法例ニ倣ヒマシテ第四條以下ニ相當ノ規定ヲ設ケタ次第デアリマス、大體法案ノ内容ハ斯ノ如クデゴザイマスガ、何卒慎重御審議下サレシコトヲ希望致シマス

○隅田委員 私人質問ニ入ルニ先ダチマシテ議事進行上政府當局ニ御願ヒシタイト思ヒマス、御提案ノ輸出生絲檢查法案ヲ審議スルニ當リマシテ、此法案ニ關聯致シテ居ル所ノ施行細則、竝ニ現行ノ生絲檢查所ノ檢查規程、此生絲檢查所ノ檢查規程等モ何レ適當ニ修正サレルコト、存ジマス、其施行細則竝ニ檢查規程ノ修正ニ對スル草案ノ御提出ヲ願ヒタイト存ジマス、ソレカラ更ニ今一ツ參考書ノ御提出ヲ願ヒタイトハ、是ハ横濱ニ於テ發行シテ居ル生絲專門雜誌ノ「シルク」ニ登載セラレテアルモノデアリマシテ、昨年ノ七月二十八日付デ我が外務省ニ紐育駐在首藤商務官ヨリノ報告書ガ參テ居ルヤウデアリマス、其報告書ハ何レ農林省ノ方ニモ移牒サレテアルコト存ジマスガ、其報告書モアリマスルナラバ御提出ヲ願ヒタイト、此報告書ハ本案ヲ審議スルニ於テ重大ナル關係ヲ有シテ居ルモノト信ジテ居リマスルガ故ニ希望ヲ申ス次第デアリマス、ソレカラ更ニ此法案ノ立法關係ニ付キマシテ、是ハ畔田委員ヨリ御質問ガアルヤウデアリマスガ故ニ、其場合ニハ山川政府委員ノ御出席ヲ委員長ニ豫メ願ッテ置キタイト

○早速國務大臣 只今御述ニナリマシタ施行細則、或ハ檢查方法ノ改正ヲスレバドウ云フ風ニヤルカ、其草案ヲト云フコトデアリマス、只今スッカリ草案ガ

ガ確定シテ居ルト云フ譯デモアリマセヌガ、大體ハ斯ウ云フモノデ組立テ、

行カウト云フコトハ今案ハアルノデアリマス、是ハ其大體ノ事ヲ後カラ書イテ差上ゲマス、ソレカラ今ノ首藤氏ノ報告、是モ得ラル、ト思ヒマスカラシテ、其報告書ガ得ラレマシタナラバ差上ゲルコトニ致シマス

○隅田委員 私ガ政府當局ニ要求致シマシタ件ハ、本案審議ノ上ニ極メテ關係ヲ有シテ居ルモノデアリマス故ニ、成ベク早く、願クバ今日ノ午後ニデモ審議ヲ續行セラレル場合ニ於キマシテハ、ドウカ早く御出シテ願ヒタイ

○畔田委員 私ハ議事進行ニ關シマシテ質問致シタイノデアリマスガ、其要旨ハ農林省ノ問題デアリマスケレドモ、事ハ憲法上ノ關係ニ重大ナ係ハリヲ持ッテ居リマスガ故ニ、ドウカ法制局長官ノ御出席ヲ願ヒタイ、只今御出席ガ出來ナケレバ午後デモ宜シイノデアリマス

○折原委員長 貴方ノ質問ナサル時デ宜シウゴザイマスカ

○畔田委員 是ハ根本問題デアリマスガ、私ハ直グ聞キタイト云フ譯デアハアリマセヌケレドモ、成ベク早く願ヒタイ

○隅田委員 議事進行ニ付テ——今畔田委員ノ御要求ハ極メテ適當ダト存ジマスガ故ニ、幸ヒ山川政府委員ガ直ニ御出席ガ得ラレルヤウデアリマスレ

バ、本員ノ質問ヲ變更シテモ差支アリマセヌ

○折原委員長 法制局長官ガ直グ來ラレルヤウデシタラ、其點ニ關シテハ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○加藤委員 今立法上ノ疑義等ニ付テ法制局長官ノ出席ハ最モ賛成スル所デアリマスガ、其出席セラレル前ニ普通當リ前ノ質問ヲ繼續シテオヤリニナッテハ如何デアリマセウカ、午後ハ豫算會議モアリマスコトデアリマスカラ休會致シマシテ、明日ナリ明後日ニスルト云フコトニシテハ如何デアリマセウカ

○折原委員長 法制局長官ハ今日ハムヅカシイサウデアリマス

○志賀委員 大分色々ノ問題モアルヤウデアリマスガ、調査材料ガ揃ヒマセヌカラ、今日ハ此程度デ止メマシテ次回ニ延期ヲ願ヒタイ

○折原委員長 若シ此外ニモ參考書等ノ御要求等ガアリマスカラ此際ニ御要求ヲ願ヒタイ

○隅田委員 私ハ生絲検査所ノ成績表等ヲ持ッテ居リマスガ、ソレ等モアリマスレバ各員ニ御配布ニナッテ戴キタイト思ヒマス、又歐羅巴ニ於ケル所ノ正量取引検査ノ方法ト云フヤウナモノモ政府ニアリマセウカラ、ソレ等モ成ベク謄寫版ニ願ッテ御出シテ願ヒタイ、私ハ持ッテ居リマスケレドモ、他ノ諸君ニ

御廻シテ願ヒマス

○加藤委員 私モ調査材料ヲ要求致シマス、生絲格付ニ關スル試験研究調査ハドノ位ノ程度マデ進デ居リマスカ、ソレニ關スル印刷物ガアリマシタラ同時ニ御提供ヲ願ヒタイ

○折原委員長 ソレデハ今日ハ延バスト云フコトニ皆様御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○折原委員長 ソレデハ今日ハ是デ閉會致シマス、次會ハ追テ公報ヲ以テ申上ゲマス

午前十時五十二分散會

大正十五年二月二十四日印刷

大正十五年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社